

南三陸町ソフトボール協会からお知らせ

女子ソフトボールクラブの会員を募集しています。投げて、打って、走って、捕って、みんなで平成の森の芝生の上で遊びましょう。小さい小学生でも遊べるように、中学生、高校生が教えてくれます。



部活動など、他のスポーツクラブに入っている人でも入会できます。ソフトボールを愛する仲間が集まり、楽しく技術を取得しながら健康な体を作りましょう。

- 活動日 毎週土曜日 午前9時30分～11時
- 場 所 平成の森 多目的広場（雨天時はアリーナ）
- 対 象 町内の小学生、中学生、高校生の女子
- 入 会 入会届兼保護者同意書を提出していただきます。
- 指導者 日本スポーツ協会公認指導員など

詳しくは、下記協会員にご連絡ください。

加藤 ☎090-8925-2259
三浦 ☎090-3361-7025

南三陸消防署からのお知らせ

行楽期の火災予防月間を実施しています！

4月15日から5月14日までの1カ月間は、行楽期の火災予防月間です。

この時期は降雨量が少なく、空気が乾燥し、風が強い日が多くなります。また、暖かい日が増え、ハイカーなどが増えることから、林野火災が発生しやすい時期になります。火災を起こさないために皆さんで気をつけましょう！



注意事項

- ①不正な焼却行為、たばこの投げ捨てなどは行わない*
 - ②火遊びは行わない。
 - ③屋外で火気を使用する際は、十分に注意をして行う。
 - ④風が強い日は屋外で火を取扱わない。
- ※焼却行為の注意点については、先月号に詳しく書かれています。



皆さんで火災に注意して、楽しい行楽シーズンを過ごしましょう!!

☎ 南三陸消防署 ☎46-2677 / 歌津出張所 ☎36-2222

みなとし

～南三陸のたからもの～



八幡川

八幡川は志津川市街の中央を流れる川で、五百峠く水界峠く羽沢峠の山々を水源とする八幡川本流と、弥惣峠く松坂峠く坂の貝峠の水を集める椋葉川の流れが合流して志津川湾へ流れ込みます。現在の河道は江戸時代に「志津川宿」が町割り整備されたときのものらしく、五日町の裏を流れたことから「町裏川」とも呼ばれました。また、整備に併せて保呂羽山麓にあったとみられる八幡宮が志津川宿の川向いに移転したことから、八幡宮の前を流れる川ということで現在の「八幡川」という呼称になったようです。長い間生活用水として使われ、住民の暮らしを支えてきました。写真は、2006年に当時の中橋から撮影されたものです。

☎ 教育委員会事務局生涯学習係 ☎46-1341

行政相談委員にお気軽にご相談ください

4月1日付けで高橋才二郎さん（☎番所）と佐藤和文さん（☎沼田）が、行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、国の仕事をはじめ、独立行政法人・特殊法人（国立大学・国立病院・郵便局など）の仕事についての苦情や意見・要望を受け付け、その解決の手助けをします。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

●定例相談日●

毎月第2・第4木曜日 午後1時～3時
総合ケアセンター南三陸 1階相談室

南三陸町担当行政相談委員



高橋才二郎さん（☎番所） 佐藤 和文さん（☎沼田）

☎ 総務課総務法令係 ☎46-1370

URフォトコンテスト2021

東日本大震災からの復興支援の一環として、「URフォトコンテスト2021」を開催します。東北の「今」を伝える写真を、ぜひご応募ください。どなたでもご参加いただけます。入賞者には、景品をご用意しています。締切:5月31日 詳細:www.ur-net.go.jp



教えて！

消費生活相談所 身に覚えのない荷物が海外から届いた

消費生活相談所からよくある相談事例をご紹介します。あなたのトラブルを解決する手がかりとしてご活用ください。

相談内容

宛先に私の名前と住所が記載された身に覚えのない荷物が、ポストに入っていました。送り主は海外の業者のようです。どうしたらよいのでしょうか？

相談所から 突然、海外から荷物が届いても慌てずに、まずは届いた荷物に本当に心当たりがないか確認しましょう。荷物をまだ開封していない場合には、受取拒否ができるか配送業者に相談してください。安易に海外へ返送することは避け、一定期間保管することが望ましいでしょう。

●届いた商品の取り扱い

中身によっては、海外の発送元へ返品する行為は関税法上の問題となる可能性があります。また、誤配送を理由に、後日、送り主から商品の返還を求められる可能性があります。そのため、安易に返送することは避け、一定期間保管するのが望ましいでしょう。

●代金を請求されたら

身に覚えのない荷物であれば、商品の代金を支払う必要はありません。また、クレジットカードなどの利用明細に、該当すると思われるものがないか確認しましょう。クレジットカードに身に覚えのない請求があった場合には、クレジットカード会社に不正請求の可能性やカード番号の変更などについて相談してください。



☎ 消費者ホットライン ☎188 [土・日曜日受付可]

南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215 [火・木曜日 午前9時～午後3時]